

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、同社が運営するC工場において就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅から軽乗用車を運転して出勤する途中、後続車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D整形外科に受診し「頸椎捻挫、頭部打撲傷、左母指打撲傷、左下腿後面打撲傷」と診断され、以後、複数の医療機関で療養の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害は、少なくとも障害等級第9級である旨主張するので、以下検討する。

(2) 神経症状について

ア 頭頸部及び両上肢の神経症状について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け障害請求調査書において、「疼痛や痺れ等の神経症状については、交通事故後に出現しており、事故時の頸部捻挫等交通外傷を原因とする症状であることを完全に否定することは難しい。程度については、自訴のみで、担当医師意見は『明らかな所見なし』であることより、軽度なものと判断する。」と述べている。

当審査会としても、改めて一件記録を精査したが、上記E医師の意見は妥当であり、「局部に神経症状を残すもの」(第14級の9)に該当するものであると判断する。

イ 左下肢の神経症状について、E医師は、「CR、MRにて明らかな異常所見は認められない。」と述べ、F医師は、「腓骨神経障害であれば、受傷直後から神経症状があるが、受傷直後からの麻痺はない。G病院の「初回報告書」(平成〇年〇月〇日付け)においても腓骨神経麻痺の所見はない。」と述べており、当審査会としては、請求人が主張する左下肢の神経症状の原因となるような異常所見は認められないことから、本件災害との因果関係は認められないものと判断する。

(3) 機能障害について

ア 左下肢の機能障害について、H医師作成の診断書及び障害給付実地調査復命書によると、左足関節の運動範囲は、参考可動域角度の1/2以下に制限されている旨記載されている。しかしながら、E医師は、「CR、MRにて明らかな異常所見は認められない。認定時本人が訴えたような可動制限が各関節に発現する可能性は、各種所見、担当医師所見からも認められない。」との見解であり、F医師も、「療養の経過中、筋力の低下は見られない。神経学的、画像・検査所見から、請求人の現在の症状については、説明できない。」と述べている。

当審査会としては、客観的な医学的所見に基づくE医師及びF医師の上記意見は妥当なものと判断するところであり、請求人の左下肢の機能障害については、本件災害によるものと認めることはできない。

イ また、頭頸部、両上肢及び両下肢の機能障害について、上記診断書による関節運動範囲は、頸部、左肩関節及び左足関節がいずれも参考可動域角度の1/2以下に、右肩関節が3/4以下に制限され、上記障害給付実地調査復命書による関節運動範囲は、左肩関節、左股関節及び左足関節がいずれも1/2以下に、右肩関節及び右股関節がともに3/4以下に制限されている。しかしながら、上記アのとおり、E医師及びF医師は、明らかな異常所見は認められず、本件災害により可動域制限が発現する可能性を否定していることから、当審査会としては、請求人に残存する頭頸部、両上肢及び両下肢の機能障害についても、本件災害によるものとは認められないものと判断する。

(4) 以上のことから、当審査会としても、請求人に残存する障害は、障害等級第14級であると判断する。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。